

政府刊行物の普及と強化に関する 一般的な展望

大阪赤十字病院

泉 谷 嗣 郎

< 抄 録 >

今日、終戦時のGHQと新生日本政府との関係をさまざまな局面から探索し、それを洗い直そうとしている時にあたり、現在の日本の官庁資料発行の体制について、現制度下における国民の知る権利というものが十分に保障されていないのではないか、ということ資料整理法特論の立場から不安と不満を抱いて出発したものである。また医療情報についても、些か事情は異にするものと思われるが同じようなことがいえるのではなからうか。

今度、「病院図書室」第1号が発刊されるにあたり、この雑誌の将来を期待して、表記のテーマの拙文を寄せる次第であります。

現在、徐々に緩和されつつあると思われるが、終戦時のGHQと日本政府間の文書が洗い直されつつある今日、政府刊行物の普及と強化について次のようなことがいえるのではないかと思う。

それは、昭和31年11月12日の閣議了解に至るまでには、さまざまな紆余曲折があった。英人 R.P. ドーア氏が、日本の農業勉強のために来日し、官庁資料を参考にする機会が多

く、その際に感じられたことであるが、日本の官庁刊行物の不備な点、発行・入手に関する不便さを、当時の内閣総理大臣にあてた一外国人としての意見書のなかで述べている。

当時の内閣としては、日本の農業研究という事由であっても、一外国人によって意見書を突きつけられて些か戸惑いを感じたのではあるまいか。

明治新政府の設立以来、諸先進国の政体研究とその導入に力を入れ、二度にわたる大戦を経験し、昭和20年以来始まった新日本建設のなかで、民主的日本建設にのり出した政府が、その情報PRの手段としての政府刊行物の不備に関する意見書を突きつけられたのである。戦後十数年を経て未だ古い日本、旧体制の日本の政策の一端であった、「寄らしむべし、知らしむべからず」という体制を一外国人に指摘されたということは、民主日本育成を目指す内閣にとってはこの上なく強い批判であったであろう。その後内閣は、先に述べたように閣議了解を経て、政府刊行物の普及と強化の方針を決定し、その実践に取りかかったのである。

しかしこの決定の実行に際して、どこまでを刊行物に公表し、どこまでを極秘にするかという問題が、そこには残るものと思われる。どの国にも、その国の政策遂行には極秘と

せざるを得ない情報は存在するものであると思われる。英国のような民主制の伝統の古い国柄でも極秘事項はあろう。しかし、それをうまく操作して政府関係の出版物を国民に提示しているのである。日本の場合、組織体の外形は整備され整っているように思われるが、その内形はまだ手を入れて本当の民主国家とするために力を入れなければならない所が多くあると思う。そこで第二次大戦後の日本の民主制発展の一端を鋭く指摘されたと思われる。この R.P.ドーア氏の意見書によって当時の石橋内閣が昭和31年11月12日の閣議了解で政府刊行物普及強化を計ったのであろうと思われるのである。

しかし、普及に関しては知る人ぞ知るので国民全部に配布するというわけにはいかず、また部数にも自ら制限があるために、限られた研究や、それを必要とする人々にのみ与えられるというのが今の状態なのである。しかし、その他にこのような機関があること、このような資料が出版されていることすら知らない人々も多いのであるが。このような姿が古いお役所仕事として指摘される対象になると思われる。しかし、このような出版物が出ていることを鳴り物入りで役所がPRし、

国民全てに行き渡るようにしても、捨て去られてしまったのでは何もならない。だから政府の仕事は国民の全てに知らせることは必要であっても、それを必要とする人々に与えられることが、より効率よい姿ではあるまいかと思うのだが。

以上のことを述べて見て、私は民主制とは、求める人々には限りなく与えられるものなのか、それとも上から要、不要を問わず民衆に環元されるものだろうか。そしてそこには何人らかの格差が生まれてきはしないか、という矛盾が感じられるように思うのである。そして、現在も上記のような事があってはならないし、また将来もこのようなことはあるべきではないという発想の基に、標記について、こゝに上記のような私見を述べて締めくくりたいと思う。

< 文 献 >

ドーア, R.P.: 「政府刊行物販売機関の設立に対する一外国人の希望」 納本週報, 11月号(トビラ), 1972, (内閣総理大臣への意見書, 昭和30年11月石橋首相への手紙より)

